

# 要 望 書

(令和5年度県予算並びに施策に関する要望)

広 島 県 市 長 会

広 島 県 町 村 会



# 要 望

県内 23 市町においては、住民に最も身近な基礎自治体として、安全・安心で、活力と魅力あふれる地域づくりに全力で取り組んでいます。

しかしながら、人口減少・少子高齢化や、頻発する自然災害への対応など、単独の市町では解決できない重要かつ喫緊な課題が多く存在しています。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中で、原油や原材料等の物価高にある現下の情勢は、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた社会経済活動への舵取りをより困難にしています。

こうした課題を克服し、誰もが夢と希望を持って暮らせる持続可能な地域社会を実現していくためには、国・県・市町が、それぞれの役割を果たすとともに、より一層の連携・協力の下、知恵を出し合って、一歩ずつ前に進んでいくことが重要であります。

つきましては、令和 5 年度予算編成に当たっては、市町を取り巻く状況をご賢察いただき、特に県との連携・協力が不可欠な次の事項について格別の御配慮を賜りますよう強く要望します。

令和 4 年 10 月 24 日

広島県市長会  
会長 松井 一 實

広島県町村会  
会長 吉田 隆 行



# 目 次

重点要望事項 .....	1
一般要望事項（広島県市長会） .....	3
一般要望事項（広島県町村会） .....	14

# 重点要望事項

## 1 地域経済対策等について

- (1) 新型コロナウイルス禍の長期化に加え、原油価格や物価が高騰する中、事業者の事業継続と雇用の維持を図るため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の確保・充実も含め、資金繰り支援の強化や物価高騰等の負担軽減など、実効性のある経済対策を切れ目なく行うよう、国に強く働きかけること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少した観光需要の回復を図るため、県内全域に効果が見込まれる観光需要喚起の取組や市町独自の観光振興施策に対する財政支援など、引き続き、積極的に取り組むこと。

また、自然環境に触れる旅へのニーズが高まっていることを踏まえ、国定公園のトイレや自然歩道等の県管理施設の整備を始め、県立公園の未活用エリアの活用や海水浴場のアクセス機能の充実など、自然の豊かさ・魅力に触れられる公園等の安全・安心や利便性を早期に確保し、更なる誘客促進を図ること。

## 2 地域医療体制の維持・確保について

安心・安全な地域医療体制を確立するため、産科・小児科等を担う医師や看護師等の不足、地域間・診療科間の医師偏在の実態などを踏まえ、医師・看護師等の絶対数の確保やオンラインによる診療・診療支援の体制構築に向けて、一層積極的に取り組むこと。

## 3 地域公共交通の維持・確保について

- (1) 高速バス路線減収の支援制度創設など、コロナ禍や原油価格等高騰を克服するための支援を始め、陸路・航路を問わず、地域社会に不可欠な公共交通の維持・確保のための支援について、より一層積極的に取り組むこと。
- (2) 自動運転やA I、乗車予約や運行の遠隔・集中制御など、新技術を活用した地域交通の研究・開発や、実装に向けた専門家の派遣や調査に必要な予算の確保など、地域住民の生活に不可欠な移動手段を将来にわたって確保するために必要な取組について、国への働きかけも含

め、より一層推進すること。

#### 4 防災・減災対策について

- (1) 平成30年7月、令和3年7月・8月の豪雨災害について、被災箇所の早期復旧及び再度災害防止のための砂防事業や治山事業など関連事業の早期完成を図ること。
- (2) 気候変動による豪雨の頻発化等を見据え、流域治水の考え方も踏まえ、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、河川整備事業、高潮対策事業、治山事業、ため池整備事業等の更なる加速や、既存施設の適切な保全、国土強靱化に資するDXの推進など、ハード・ソフト一体となった防災・減災対策を強力に推進すること。
- (3) 防災重点農業用ため池の防災工事等については、早期完了に向けて、市町の実情を踏まえた、円滑かつ効率的な実施体制を構築し、より一層の推進を図ること。

#### 5 地方公共団体情報システムの標準化について

地方公共団体情報システムについては、令和7年度を目標時期として、国が整備するガバメントクラウドを活用した標準準拠システムに移行する必要があるため、迅速・的確な情報提供や技術的助言、情報システム人材の確保など、市町の円滑な移行に向けて支援を強化すること。

#### 6 農業の経営安定化と持続的発展について

- (1) イノシシ等による農作物等被害を防止するため、野生鳥獣の生態や被害防除の専門知識を有した人材を確保し、地域ぐるみの対策を支援するとともに、ICTを活用した取組の支援拡充を国に働きかけるなど、鳥獣被害対策の支援を強化すること。
- (2) 「水田活用の直接支払交付金」の交付対象水田に係る国の見直し方針について、令和4年から令和8年に一度も水張りが行われない農地も対象とするよう見直すことや、生産現場の課題等を十分検証し、農業者が安心できる新たな支援制度を構築することについて、国に強く働きかけること。
- (3) 燃料・肥料など生産資材の価格高騰等の影響を受けている農業者への支援を始め、スマート農業の推進や新規就農者の支援拡充など、県内農業の持続的な発展に向けて、より一層積極的に取り組むこと。





## 一般要望事項（広島県市長会）

- 1 都市行財政の充実強化について ..... 3
- 2 防災・減災対策の推進について ..... 4
- 3 保健福祉行政の充実強化について ..... 6
- 4 教育行政の充実強化について ..... 9
- 5 生活環境・都市基盤の整備促進等について ..... 11
- 6 地域産業・経済の振興等について ..... 13

## 1 都市行財政の充実強化について

都市行財政の充実強化を図るため、下記の事項について措置されるよう要望する。

### 記

- 1 地方公共団体情報システムの標準化の推進に当たっては、関係市町への説明会開催や議論の場を設ける等、市町の円滑な移行を支援すること。
- 2 今後、基幹系業務システムの標準化が進む中、システムの構築・改修に伴う「見積仕様書・提案依頼書の作成支援」、「ベンダ見積の内容妥当性評価支援、複数社提案書の総合評価支援」、自治体共通で必要とされる「特定個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修」、「セキュリティ監査」ができる人材をシェア（広域連携）する枠組みを構築すること。

## 2 防災・減災対策の推進について

平成 30 年 7 月豪雨災害からの復旧・復興及び防災・減災対策の一層の推進を図るため、下記の事項について措置されるよう要望する。

### 記

- 1 平成 30 年 7 月豪雨災害からの早期の復旧・復興に向けて、治山激甚災害対策特別緊急事業など、被災山地の復旧や再度災害防止に向けた県営治山事業の早期完成を図ること。
- 2 これまでの災害を教訓とし、防災・減災対策等の一層の推進を図るため、次の事項について積極的な措置を講じること。
  - (1) 砂防堰堤の一層の整備推進及び既存砂防堰堤内の堆積土砂等の撤去を含む適切な保全を行うこと。

また、急傾斜地崩壊防止施設の一層の整備推進並びに市が担う急傾斜地崩壊防止施設整備及び県施設の維持管理について、不足なく財政措置すること。
  - (2) 山地災害から住民の生命・財産を守るとともに、水源の涵養、生活環境の保全・形成等を図るため、小規模崩壊地復旧事業を含め、治山事業について継続的な予算確保と拡充を図ること。
  - (3) 大雨等による河川等の氾濫・洪水から住民生活を守るため、河川改修や内水対策など、河川整備事業を推進すること。
  - (4) 気候変動による豪雨の頻発化・激甚化を見据え、流域全体・総力戦で挑む治水対策及び土砂災害対策を更に加速すること。

また、持続可能なインフラメンテナンスサイクルの確立及び国土強靱化に資するDXに、より一層取り組むなど、ハード・ソフト一体となった治水・土砂災害対策を強力に推進すること。

- (5) 農業用ため池による人的な被害を未然に防止するため、広島県が策定した「2025広島県農林水産業アクションプログラム」及び「防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」に基づき、引き続き、県・市が一体となって防災・減災対策に取り組むこと。

特に、今後防災工事等が予定されている防災重点農業用ため池については、早期完了に向けて、取組を一層推進すること。

### 3 保健福祉行政の充実強化について

保健福祉行政の一層の充実を図るため、下記の事項について措置されるよう要望する。

#### 記

- 1 乳幼児医療費公費負担事業について、補助率2分の1を維持した上で、対象年齢を拡大すること。

また、国に対し、乳幼児等医療費助成制度の創設と各自治体が負担している乳幼児等への医療費助成に対し財政的支援措置を講じるよう国に働きかけること。

- 2 精神障害者の福祉の向上を図る観点から、重度心身障害者医療費助成と同様に、精神障害者医療費助成の対象医療に入院医療を加えること。

また、重度心身障害者医療費助成制度対象者（療育手帳<sup>⑥</sup>所持者を除く）並びに精神障害者医療費助成制度の対象者のうち、65歳から74歳の者については、後期高齢者医療制度への加入が任意であるにもかかわらず、県補助金の算定上、これに加入しているものとして、医療費の一律1割相当額が補助基本額に算入されることになっている。このため、これを加入する医療保険の自己負担割合に応じた算出方法に改めること。

- 3 ひとり親家庭等に対する医療費の助成については、ひとり親家庭等の経済状況等を考慮し、所得制限額を所得税非課税から児童扶養手当の所得制限額まで、緩和すること。

また、現行の所得税額による判定方法では、税制改正の都度、所得控除額等が変更されることにより、実務的に煩雑になってい

ることから、所得制限額については、所得税額から所得額に改めること。

- 4 安心・安全な地域医療体制を確立するため、産科医・小児科医・外科医等をはじめとする医師や看護教員を含めた看護職員の不足、地域間や診療科間の医師偏在の実態を踏まえ、地域を支える医師・看護職員の絶対数を確保するべく即効性のある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。
- 5 保育サービスを支える保育士を確保するため、県として処遇改善事業を実施し、更なる保育士の処遇改善を図るとともに、環境整備を図ること。
- 6 放課後児童クラブにおいて、新型コロナウイルス感染防止のための社会的距離を確保するため、施設面積の拡大やクラス数の増加、放課後児童支援員の増員が必要である。

このため、施設の新増築等に係る、県による新たな財政的支援や国に対する整備交付金の要件緩和・補助率の嵩上げの働きかけを行うとともに、支援員の確保に向けて、認定研修の増加や人材バンクの設立など、取組を推進すること。
- 7 国民健康保険の都道府県単位化に伴い、保険料率の平準化や医療費適正化等の取組を推進する必要があるため、次の事項について積極的な措置を講じること。

- (1) 各市町の「1人あたり保険料収納必要額」について、増加するとしても、医療費の伸びと同程度の増加になるよう、県繰入金等を用いた激変緩和措置を適切に行うこと。

また、令和6年度の保険料率の準統一を円滑に実現するため、各市町の保険料率が令和5年度と比べて大幅に上昇することの

ないよう配慮すること。

- (2) 広島県国民健康保険運営方針では、各市町の保健事業等に充当される保険料財源は、原則として過去 3 年間の平均を上限とするとされているが、医療費適正化等を更に進めるため、市町が積極的に保健事業等の拡充に取り組めるよう、過去 3 年間の平均に捉われない柔軟な保険料財源の設定方法とすること。

- 8 国民健康保険制度における保険料（税）について、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、未就学児に係る均等割保険料（税）の軽減措置について、子育て世帯の更なる負担軽減を図るため、対象を拡大するよう、国に働きかけること。

## 4 教育行政の充実強化について

教育行政の充実強化を図るため、下記の事項について措置されるよう要望する。

### 記

1 教職員の配置については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、広島県教育委員会が定めた教職員定数に見合う県費負担教職員が各学校に配置されることになっている。

しかし、実際には定数分の県費負担教職員が配置されないため、市教育委員会において、その欠員を臨時的任用職員で補充している状況がある中、人材確保に苦慮しており、また、結果として、学校運営に支障を来たすケースも生じている。

児童生徒に対する教育の提供を安定的に確保し、児童生徒、保護者等が不安を持つことがないよう、臨時的任用職員による欠員補充の解消に向けて、県教育委員会が定めた定数分の正規採用教職員の確実な配置を進めること。

2 私立学校への運営費の助成制度について、保護者負担の軽減と教育条件の整備向上のため、制度の拡充を図ること

3 人口減少が進む中山間地域においては、広島県教育委員会が統廃合等の基準として示している「2年連続80人」を満たさない高校が今後増える可能性がある。当該高校の統廃合等を進めた場合、高校空白地帯ができ、地域の人口減少に拍車がかかることを危惧している。

過疎地域における県立高校の位置付け、あり方について市町を



含めて協議するとともに、県立高校設置者としても生徒獲得に積極的に努めること。

## 5 生活環境・都市基盤の整備促進等について

安心で安全な生活環境や都市基盤の整備促進等を図るため、下記の事項について措置されるよう要望する。

### 記

- 1 目撃情報や騒音被害が相次ぐ米軍の低空飛行訓練に対する住民の不安を取り除くため、次の事項について積極的な措置を講じること。
  - (1) 住民の平穏な生活を守るため、騒音の実態を積極的に情報収集すること。
  - (2) 騒音測定器の設置をするよう国に働きかけること。
- 2 交通安全の推進や交通事故の未然防止、交差点における渋滞緩和のために必要な信号機を設置すること。

併せて、歩車分離式信号機の設置、視覚障害者用信号機や高齢者等感応式信号機など、信号機の高度化を推進すること。

また、路面標示や道路標識は、安全円滑な交通確保のため、適切な維持管理を行った上で、必要に応じて更新すること。
- 3 地域住民の移動手段として不可欠な生活交通（船舶航路・バス路線等）を将来にわたり維持し、確保していくための地域の実情に応じた制度の創設・拡充を図ること。
- 4 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、経営の悪化を招いている公共交通事業者について、高速バス路線を含む、減収に関する新たな支援制度の創設など、事業継続に向けた積極的な支援を講じること。

- 5 広島県内の市町は、広島県建設事業負担金を広島県建設事業負担金条例（昭和 36 年条例第 12 号）に基づき事業種別毎の負担割合により負担しているが、地方財政法第 27 条第 2 項の趣旨及び行政実例（昭和 31 年 10 月 22 日自庁行発第 106 号）を踏まえ、毎年度市町の意見を聞いたうえで、事業種別毎に市町の負担額を議決するよう見直しを図ること。

## 6 地域産業・経済の振興等について

地域産業・経済の振興等を図るため、下記の事項について措置されるよう要望する。

### 記

1 新型コロナウイルス感染症の影響で大きく減少した観光需要の回復を図るため、感染症の状況等を勘案しつつ、県内全域で効果が見込める観光需要喚起対策等の取組を推進すること。

また、実施に当たっては、限定的な期間ではなく、安定した経営状況が見込めるまでの間とするなど、継続した取組とすること。

加えて、観光関連事業等や各市町で実施する独自の観光需要喚起等の施策に対する財政支援等を継続的に講じること。

2 比婆道後帝釈国定公園及び西中国山地国定公園には自然景観の維持の促進や豊かな自然とふれあう機会の増進を目的に県管理の公共施設が設置されているが、トイレや自然歩道等が長年にわたり未改修となっており、観光地としての競争力の低下につながっている。

このため、公園への更なる誘客の促進及び利用者の安全や利便性の確保に向けて、国定公園内の施設整備や自然歩道等の環境整備など、早期に対応すること。

3 イノシシ等による農作物等被害を防止するため、野生鳥獣の生態や被害防除の専門知識を有した人材を確保し、地域ぐるみの対策を支援するとともに、ICTを活用した取組の支援拡充を国に働きかけるなど、鳥獣被害対策の支援を強化すること。

## 一般要望事項（広島県町村会）

- 1 地方分権改革の推進・町財政基盤の強化について…………… 14
- 2 保健福祉行政の充実強化について…………… 16
- 3 生活環境の整備促進について…………… 20
- 4 教育行政の充実強化について…………… 23
- 5 道路等の整備促進について…………… 24
- 6 防災・減災対策の推進について…………… 26
- 7 地域産業等の振興について…………… 28
- 8 観光振興施策の推進について…………… 32

## 1 地方分権改革の推進・町財政基盤の強化について

地方分権改革の推進及び町財政基盤の強化を図るため、下記の事項について積極的に取り組むこと。

### 記

- 1 国政選挙における備品等購入経費については、国（9分の5）、県（9分の2）及び町（9分の2）がそれぞれ応分の負担をすることを前提として国費が措置されている一方で、本来県が負担すべき経費についても町が負担していることから、県においては、負担割合に応じた財政措置を講じること。
- 2 自治体間の公平性を損なうことのないよう、デジタル田園都市国家構想交付金の交付申請や地方交付税の算定にマイナンバーカード交付率を反映させる方針の見直しを国に強く求めること。
- 3 県の事務・権限移譲については、地域の実情を考慮したうえで、次のとおり必要な措置を講じること。
  - (1) 県から市町への事務・権限移譲については、職員数の減少、専門人材・専門知識の不足等により、事務負担の大きい事務や専門性が高く発生件数が少ない事務等の対応に苦慮している。  
については、市町の行政事務の適正化に向け、移譲事務のあり方に関する市町との検討の場を設けること。
  - (2) 一般県道及び主要地方道の安全・安心な道路環境を維持するため、県の移譲事務交付金については、地域の実情を考慮したうえで適正な額を交付すること。
- 4 本県のデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進するため、次のとおり積極的な措置を講じること。

(1) 自治体の情報システムの標準化・共同化にあたっては、早期に的確な情報提供を行うとともに、「標準システム」への移行が遅滞なく進むよう、県において引き続き支援に取り組むこと。

また、町において必要となる情報セキュリティ対策の実施に向けて、人的・財政的支援策を講じるよう引き続き国に働きかけること。

(2) DXを推進する意義が広く浸透し、県民の理解が得られるようにするため、県においては、住民の目線に合わせた広報・啓発活動に積極的に取り組むこと。

## 2 保健福祉行政の充実強化について

地域住民の保健・福祉の増進を図るため、下記の事項について積極的かつ適切な措置を講じること。

### 記

1 安心して子どもを産み育てることができる環境を整備するため、次の事項について子育て支援策を強化すること。

(1) 乳幼児医療費助成制度については、県による補助対象基準を上回る助成を市町が独自に行っている実態に鑑み、地域間の格差を是正するため、県の乳幼児医療費助成の対象年齢を引き上げること。

また、全ての子どもを対象とした医療費助成制度を早急に創設するよう国に対し強く要望すること。

(2) 全てのひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、県のひとり親家庭等医療費助成の所得制限を児童扶養手当の所得制限と同水準まで緩和すること。

(3) 子どもの予防接種事業を拡充し感染症予防を効果的に実施するため、おたふくかぜワクチンについて、予防接種法に基づく定期予防接種の対象とするよう国に働きかけること。

2 中山間地域や離島等のへき地における医療を確保するため、次の事項について積極的な措置を講じること。

(1) 離島地域における天候不良時など緊急搬送が困難な場合の遠隔診療体制の構築に向けて、島外の公立病院への医師の配置や、島内の診療所への最新機材の整備に対する支援を行うこと。

さらに、5G等ICTによる医療サポート体制の構築に向けた支援を行うこと。

(2) 中山間地域の中小病院専門外来における専門医・看護師等の



確保や、拠点病院と地域中小病院を繋ぐ遠隔診療体制の構築に取り組むこと。また、中山間地域における医療体制を維持できるよう、中小病院への財政支援を行うこと。

3 医師不足が深刻な中山間地域の医療体制を確保するため、救急勤務医、専門外来の医師、看護師に加え、放射線技師、薬剤師、医療事務員など医療に関わるあらゆる人材の確保等について、財政支援等の積極的な措置を講じるなど、引き続き支援を行うこと。

また、医療人材の確保策については、人材派遣による人的資源の配分を行う体制を構築すること。

4 介護保険制度の安定的かつ円滑な運営を図るため、次の事項について積極的に講じること。

(1) 公費負担割合の引き上げ、保険料・利用料の抑制を図るとともに、保険料やサービスの供給に地域間格差が生じることのないよう、介護保険財政の広域運営の推進など介護保険制度の見直しを行うよう国に働きかけること。

(2) 介護保険法に基づき町が策定する介護保険事業計画については、特に小規模な自治体では計画策定業務が大きな負担となっていることから、1期あたりの期間の柔軟な設定や事務の簡素化など負担軽減を図るよう国に求めること。

(3) 介護体制を確保するため、特に慢性的な人材不足が続く中山間地域における介護人材の確保及び処遇改善について、積極的な措置を講じるなど、引き続き国に対して働きかけること。

(4) 介護支援専門員の人材不足を解消するため、資格の更新にかかる研修等の負担減を国に働きかけるとともに、県においては個々に合った研修内容と受講環境への配慮を行うこと。

(5) 低所得者が十分な介護保険サービスを利用できるようにするため、認知症高齢者グループホームや特別養護老人ホームにおけるユニット型個室にかかる居住費の利用者負担については、

補足給付費等の更なる軽減措置を講じるよう引き続き国に働きかけること。

(6) 介護保険料の確実な徴収を実施するため、介護保険料を国民健康保険と同様に税方式も導入できるよう国に働きかけること。

5 小規模特別養護老人ホームの自立した事業継続のため、基本報酬の加算等の特別措置について国に働きかけること。

6 障害者及び障害児が地域で安心して生活できる環境を整備するため、次の事項について、積極的な措置を講じること。

(1) 発達障害の早期発見・支援のため、専門医療機関及び専門医、相談員の確保・充足を講じること。

併せて、個々のライフステージに応じた療育環境支援に対応できる人材確保に対する財源措置を講じること。

(2) 障害者が安心して暮らすことができる地域社会実現のため、地域生活支援事業の国庫補助については十分な予算を確保し、補助金交付要綱どおりの補助率（100分の50）で交付するよう国に対し強く働きかけること。

7 国民健康保険の都道府県単位化を円滑に継続するための財政安定化基金の積み増し等の財源確保はもとより、国民健康保険の赤字解消に向けた財政支援の拡充については国の責務であり、恒常的な財政支援措置を国に強く働きかけること。

県においては、準統一保険料の実現のために必要な各市町間の収納率の格差解消につながる徴収体制の強化に向けた支援を積極的に行うこと。

また、被保険者の保険料負担軽減については、低所得者層に対する保険料の軽減措置を拡充するとともに、子どもに係る均等割保険料の軽減措置についても、子育て世帯のさらなる負担軽減を

図るため、対象範囲を拡大するよう国に働きかけること。

8 老人保健事業推進費等補助金（原爆分）については、被爆者を多く抱える自治体に対して十分な財政措置を講じるよう引き続き国に働きかけること。

9 超高齢化が加速する中、認知症対策は地域住民の生活の質の向上に資する大変重要な施策である。

県においては、認知症対策について市町をはじめ産学官等による全県的な連携を図りながら調査・研究を行うとともに、得られた成果を市町にフィードバックすることで効果的な対策が講じられるよう取組を推進すること。

10 医療分野ではデジタル技術を活用することによって、患者が自身の健康情報を把握することが可能となり、早期回復や予防医療に効果を発揮することが期待される。

については、健診結果や診断結果など患者に関するあらゆる情報のデジタル化を進めるために必要な環境整備に対する財政支援を行うこと。

### 3 生活環境の整備促進について

地域住民にとって真に快適で安全な生活環境づくりを促進するため、下記の事項について積極的かつ適切な措置を講じること。

#### 記

- 1 空き家全般にわたる利活用をより推進するため、次の事項について積極的な措置を講じること。
  - (1) 空き家の利活用の促進及び空き家抑制の強化には固定資産税の住宅用地特例の適用除外が効果的であるが、適用除外の判断基準が具体的に示されておらず、町の独自基準では判断が困難であることから、法律で明確に規定するよう国に働きかけること。
  - (2) 空き家の改修等利活用を推進するため、県において独自の補助制度を創設するなど、空き家所有者等への財政支援を行うこと。
  - (3) 中山間地域の町が公的に空き家を整備活用する場合には、国の事業と併せて活用できる県独自の支援制度を創設すること。
- 2 目撃情報や騒音被害が相次ぐ米軍の低空飛行訓練に対する住民の不安や動揺を取り除くため、県や国において騒音測定器の設置に係る補助制度の創設を行うこと。
- 3 人口減少が著しい中山間地域において、移動手段の確保は最も重要な課題の一つとなっている。

については、中山間地域の生活交通を維持するため、次の事項について積極的な措置を講じるとともに、国に対しても強く働きかけること。

  - (1) 高齢者等の交通手段を確保・維持するため、町営バスの運行や

タクシー利用者への助成制度を導入しているが、利用料金の負担軽減対策など町の財政的負担が大きいことから、県や国において地域の実情に応じた適切かつ十分な財政措置を講じること。

(2) 新型コロナウイルス感染の影響で路線バス事業者の経営が悪化し、路線の廃止等住民への影響が顕著となっている。

については、中山間地域の生活交通を維持するため、積極的な財政支援を行うとともに、国に対しても強く働きかけること。

(3) 広域的なバス路線のフィーダー化など地域公共交通の再編に伴い、運行補助負担額が大幅に増大することが予測されるため、フィーダー化される路線について、輸送量・平均乗車密度等の補助要件を緩和し、現行と同額程度の補助を維持すること。

4 新型コロナウイルス感染症の影響で町内循環バスの利用者数、収支率が減少していることから、新型コロナウイルス感染症の影響分について、財政支援を行うこと。

5 交通量の少ない中国縦貫自動車道を有効に活用することにより、中山間地域の交流促進及び地域住民の利便性向上による定住促進を図るとともに、地域経済を活性化させるため、当該自動車道の利用料金を引き下げるよう国や関係機関に働きかけること。

6 離島地域特有の課題である次の事項について、積極的に支援策を講じること。

(1) 日常生活航路は、通勤、通学や通院（特に人工透析等）など離島で生活する人々にとって欠くことのできないものであるため、同航路の安定的維持・確保のため、補助制度等の拡大や新たな支援制度の創設など、積極的な措置を講じるとともに、国に対しても強く働きかけること。

(2) 国の「離島のガソリン流通コスト支援事業」について、ガソリン以外の油種、プロパンガス等も補助対象とするよう国に働き

かけること。

また、県においても離島地域の石油製品価格が本土並みに引き下がるよう支援策を講じること。

7 地方自治体が実施する下水道施設の改築更新事業について、必要な国費支援の継続及び補助対象範囲を各自治体の整備事情に配慮した内容となるよう補助対象範囲の拡充を国に働きかけること。

8 閉鎖性の強い広島湾奥部では、底泥に有機物が多く堆積し、牡蠣養殖など生物の生息・生育環境に悪影響を及ぼしている。また、都市化が進んだ地域の河川では、水質汚濁による悪臭の発生が課題となっている。

については、石炭灰造粒物を活用した底質改善など港湾及び河川の環境改善を図ること。

9 西中国山地国定公園等の自然環境を保全し持続可能な利用を推進するため、町の施策と連携して、県において公園利用者の負担（入域料の収受）について検討すること。

10 動物の愛護及び管理を適切に進めるため、広島県動物愛護管理推進計画に基づき、県動物愛護センターと町との連携を強化するなど、動物の保護・収容等に機動的に対応できる体制を整備すること。

## 4 教育行政の充実強化について

将来を担う子どもたちを心豊かにたくましく育成するため、下記の事項について適切な措置を講じること。

### 記

- 1 公立、小・中学校において、子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな教育が適宜適切に実施できるよう、学校現場におけるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常駐配置に向け相談体制を整えるため、県費による配置を拡充すること。
- 2 人口減少が著しい中山間地域の人材育成は、非常に重要な意味を持っているため、小規模ながらも過疎地域の将来に大きく影響する県立高等学校がこれからも存続できるよう柔軟な対応をすること。  
また、生徒の全国公募にあたっては、生徒の受け入れ体制を整備するほか、クラブ活動活性化のための教師配置や生徒の寄宿舍整備など教育内容・教育環境の充実を図ること。
- 3 文部科学省提案のオンライン授業等学習環境整備のため、家庭における通信費用の負担を軽減する手立てを講じるよう国へ働きかけること。

## 5 道路等の整備促進について

均衡ある道路網の整備や社会基盤の整備を促進するとともに、近年、激甚化・頻発化する災害に備え、安全・安心で暮らしやすい地域基盤を創造するため、下記の事項について強力に推進すること。

### 記

- 1 社会資本整備総合交付金をはじめとする道路整備に関連した交付金や補助金について、従来以上の予算を安定的に確保するよう引き続き国に働きかけるとともに、県においても町が計画する各種事業が着実に実施できるよう配慮すること。
- 2 地域課題の解決のため、地域が真に必要としている道路整備を遅らせることのないよう次の事項について特段の措置を講じること。
  - (1) 高規格道路及び主要な国道・県道の整備を「広島県道路整備計画 2021」に基づき着実に実施することにより、地域間の広域的ネットワークの形成を図るとともに、通行利便性の向上、慢性的な渋滞緩和、歩道設置による安全な通学路の整備、沿道地域の騒音・振動対策、災害時の避難路の確保など、住民生活に密着した道路整備・改良を推進すること。
  - (2) 令和5年度末までの時限措置となっている狭あい道路整備等促進事業について、災害に強いまちづくりを推進するため、財政支援を恒久化するよう引き続き国に働きかけるとともに、県においても事業が着実に推進できるよう配慮すること。
- 3 市街地域など沿線の一体的な整備を促進するため、広島市東部地区連続立体交差事業について、令和元年10月に事業認可された内容に基づき、着実に実施するとともに、関連事業に遅れが生じ



ないように事業の推進を図ること。

## 6 防災・減災対策の推進について

災害対策の充実と危機管理体制の強化を行い、安全・安心で災害に強いまちづくりを実現し、近年頻繁に発生している未曾有の災害から住民の生命・財産、生活環境を守るため、下記の事項について防災・減災対策を総合的かつ強力に推進すること。

### 記

- 1 平成30年7月豪雨は、県内市町に甚大な被害をもたらし、被災した市町においては、復旧・復興に全力で取り組んでいるところ、今後の新たな災害に備えるためにも、国・県の支援が不可欠であることから、次の事項について、引き続き万全の措置を講じること。
  - (1) 現在着工中の河川、砂防、急傾斜地崩壊対策、治山施設整備等に係る事業の早期完了と未着手事業への早期着手
  - (2) 道路等公共土木施設災害復旧事業の推進
  - (3) 河川内及び砂防堰堤の堆積土及び立木等流路支障物の浚渫・除去
  
- 2 河川の氾濫による洪水災害を防止するため、「ひろしま川づくり実施計画 2021」に基づく整備事業を推進するとともに、「河川内の堆積土等除去計画」については、現計画の確実な実施並びに対象となる河川及び区間の拡充を図ること。
  
- 3 流域治水は、事前防災対策として有効であり、国と地方公共団体が一体的かつ計画的に事業を進めていく必要があることから、次の事項について国に働きかけること。
  - (1) 必要な財源の安定的な確保及び恒久的な財源の創設の検討
  - (2) 国民に対する事前防災・流域治水の意義の周知

- 4 近年の気候変動による影響を踏まえ、想定し得る最大規模の高波、高潮による浸水被害を軽減するため、次の事項に係る事業を拡充するとともに、早期完了を図ること。
  - (1) 河川河口部や海岸における高波・高潮対策
  - (2) 港湾海岸や建設海岸における高潮対策及び海岸保全施設整備
  - (3) 広島港港湾計画に基づく防波堤整備
  
- 5 社会資本整備総合交付金（都市防災総合推進事業）について、狭あいな道路の多い地区の避難路整備をはじめとした防災対策を着実に進められるよう、予算を十分に確保するよう国に働きかけること。
  
- 6 本格的なデジタル社会の到来を見据え、誰一人残さない防災・減災を実現するために必要不可欠であるネットワーク及びシステムの整備並びに観測データの利活用等を推進するため、次の事項について取り組むこと。
  - (1) 避難行動要支援者の避難の実効性を確保するため、避難行動要支援者名簿等のデジタル化・システム化に特化した補助制度を県や国において新たに創設すること。
  - (2) 県が運用する「ひろしま防災チャットボットシステム」については、町が独自に運用する防災情報提供システムとの情報連携や動画ファイルの掲載が可能となるよう、仕様の改善を図ること。

## 7 地域産業等の振興について

地域産業等の振興と地域経済の活性化を図るため、下記の事項について積極的な措置を講じること。

### 記

- 1 農業の果たす多面的機能を踏まえ、次の事項について農業振興対策を推進すること。
  - (1) 水田活用直接支払交付金については、生産現場の現状と課題を十分に把握したうえで、就農意欲の低下や耕作放棄地の増加につながることをないよう、実態に即した制度の運用を行うよう国に働きかけること。
  - (2) ひろしま型スマート農業推進事業（ひろしま型スマート農業プロジェクト）については、次年度以降も事業を継続するとともに、データ及び成果等の共有について自治体との連携を図ること。  
また、スマート農業の普及・推進にあたっては、技術の普及に向けたアドバイザーの設置など支援体制の充実を図ること。
  - (3) 今後の担い手による新たな農業経営のしくみづくりに向け、基盤整備事業（農業競争力強化農地整備事業）の早期完了を図るための予算確保を国に働きかけること。
  - (4) 中山間地域の農業が廃れることをないよう、また担い手農家の安定的かつ持続的な経営が図れるよう、中山間地域等直接支払事業の継続はもとより、平場と中山間地との所得格差の補償という事業趣旨を踏まえ、地域の実情に応じた交付金額となるよう基準単価の見直し及び制度の拡充を国に働きかけること。
  - (5) 多面的支払交付金については、新たに認定された活動組織のみならず、再認定組織についても円滑な事業の実施が行えるよう国に対して十分な予算額及び交付税を措置するよう働きかけること。

特に長寿命化事業については、適正な工事期間を確保する必要があることから、地元の事業実施に支障を来さないよう、現状よりも早い時期に交付額を確定すること。

また、水田の雨水貯留機能を強化する「田んぼダム」の取組に対する財政支援を強化するよう国に働きかけること。

(6) 新規就農者育成総合対策事業のうち、特に「経営発展支援事業」については、希望する認定新規就農者の全てが交付対象となるよう十分な予算額を確保すること。

(7) 新規就農者の支援に有効な各種国庫補助事業のうち、ビニールハウスの整備に係る補助については、要求されるハウスの仕様を見直すなど、新規就農者が経営体力を保ちながら施設の整備に取り組めるよう、採択要件の緩和を国に求めること。

(8) 農地中間管理事業については、「借受農用地等リスト」の掲載基準を緩和するなど、より多くの貸付希望農用地等のマッチングが進むよう事業の充実を図ること。

(9) 本県農産物のブランド化及び販路拡大については、広島県産応援登録制度により取組が進められているところ、就農者のさらなる経営安定・所得向上のため、県内外の有利販売先の開拓を推進するなど販路拡大に向けた支援に取り組むこと。

2 新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、地域産業とそこで働く人々の生活を守るためにも、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の確保・充実も含め、予備費の活用や今後の補正予算編成等により、切れ目のない雇用・経済対策を行うよう国に求めること。

3 森林の有する公益的機能を持続的に発揮し、保全を図るため、次の事項について取り組むこと。

(1) 第4期ひろしまの森づくり事業については、人工林健全化（間伐）の実施要件『山腹傾斜30度以上かつ保全対象からの距離が

250m未満の人工林』を撤廃すること。

- (2) ひろしまの森づくり県民税と森林環境譲与税については、その意義と効果について住民の理解を図ることが森林管理の持続につながるものと考えている。

については、「第4期ひろしまの森づくり事業に関する推進方針」で示された用途区分の基本的な考え方を踏まえ、両税の用途を具体的かつ明確に示すこと。

- (3) 松くい虫等の森林病虫害被害に対する防除対策等関連施策を継続し、安定的に予算を確保するとともに、効果的な防除技術の導入に向けた取組を進めること。

- 4 有害鳥獣対策に係る実態調査・研究及び加害個体や被害の実態に応じた対策を継続するとともに、戦略的鳥獣害対策技術構築事業については、希望する町全てが鳥獣害対策専任者に対する技術指導及び集落等の被害対策に係る支援を受けられるよう事業の拡充を図ること。

また、第二種特定鳥獣管理計画に改定されたツキノワグマについては、推定生息数も増加傾向にあるため、引き続き狩猟解禁について検討するとともに、被害防止対策に加え、有害捕獲等による頭数管理についても計画に盛り込むこと。

- 5 将来にわたって有害鳥獣狩猟者を確保するため、狩猟者の負担軽減など担い手の育成・確保に向けた支援策の拡充・強化を図ること。

- 6 改正食品衛生法において新たに許可制となった漬物製造業については、道の駅や産直市場で販売されているものの多くが小規模零細事業者によるものであることから、法改正による新たな施設基準への適合が事業継続への大きなハードルとなるため地域経済への影響が大きい。

同法の運用にあたっては、小規模零細事業者に対する事業継続に十分配慮すること。

## 8 観光振興施策の推進について

魅力と活力ある地域をつくるには、各地の特性や資源を生かした観光振興が重要であることから、下記の事項について適切な措置を講じること。

### 記

- 1 県から事務委託を受け管理する海水浴場の年間を通じた有効活用及び賑わい創出を促進するため、各種イベントの開催や積極的なPR活動を推進し、安全に安心して利用できるよう老朽化した施設を改修するとともに、利便性を確保するため、JR駅と直結した横断歩道橋の整備を促進すること。
- 2 中国横断自動車道尾道松江線の全線開通による利用客の増加などに対応するため、一部未整備となっている県営公園の整備を促進すること。
- 3 訪日外国人をはじめとする観光客がより快適に過ごせる環境を整えるため、次の事項について積極的な措置を講じること。
  - (1) 観光地のトイレ整備について、次のとおり取り組むこと。
    - ① おもてなしトイレ整備事業補助金については、来年度も継続実施するとともに、補助金枠を拡充すること。また、採択にあたっては市町の整備計画に配慮すること。
    - ② 火災や老朽化によりトイレを撤去した後、未整備となっているトイレについて整備を促進すること。
  - (2) 落石等による破損や老朽化のため通行止めとなっている県有施設の遊歩道については、引き続き安全対策を実施するとともに、町や地元関係者と協議を進め早期に全線開通すること。
  - (3) 西中国山地国定公園内の看板については、多言語化などの整



備を促進すること。また、利用者の多い登山道については、適宜修繕を実施すること。

4 特別名勝をはじめとした指定文化財を保存継承していくため、文化財保存活用計画を策定すること。

5 道の駅の再整備は、新たな観光・産業振興の拠点として、また、防災拠点として町全体の活性化と住民の安全・安心に資する施設とすることを目指しており、道路管理者である県と一体的に進める必要がある。

については、再整備に係る取組について強力に支援すること。

6 新型コロナウイルス感染症の影響により観光関連事業者は大幅な観光客の減少により影響を受けている。引き続き観光関連事業者の事業継続に向けた支援の拡充を図ること。